

特定公共賃貸住宅の入居資格について

特定公共賃貸住宅に入居するには、下記の条件を全て備えていなければなりません。

- ① 別海町内に住所または勤務先がある方
- ② 町税等を滞納していない方
- ③ 原則として入居時に決定家賃の2ヶ月分の敷金を支払える方
- ④ 同居または同居しようとする親族のいる方

(ただし、グリーンハイツについては、同居親族がいない方)

- ⑤ 町長の定める認定収入月額基準に該当している方

(認定収入月額に満たない場合でも、所得の上昇が見込まれる方)

認定収入月額 158,000円以上、487,000円以下

※認定収入月額とは

世帯全員の年間総所得（総収入ではありません）より、公営住宅法に準じて算出した額を
控除した額を、12（1年＝12ヶ月）で除した額

参考：年間所得の下限：世帯主・妻・子供2人（小学生以上）の4人家族	3,036,000 円
世帯主・妻の2人家族	2,276,000 円

高齢者（70歳以上）が世帯にいる場合や、ひとり親家庭の場合は、控除額が増えるため
認定収入月額は少なくなります。

※認定収入月額の詳しい算定方法は、別紙「認定収入月額算定方法」を参照してください。

地域振興住宅の入居資格について

地域振興住宅に入居するには、下記の条件を全て備えていなければなりません。

- ① 別海町内に住所または勤務先がある方
- ② 家賃の負担能力がある方
- ③ 町税等を滞納していない方
- ④ 原則として入居時に決定家賃の2ヶ月分の敷金を支払える方